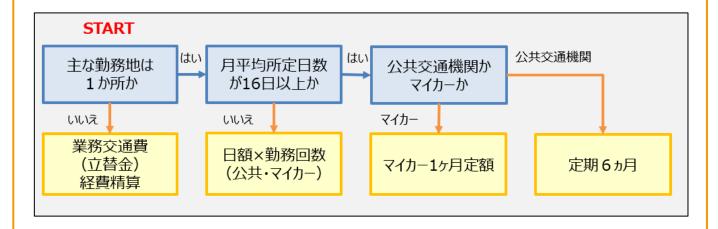
# 通勤手当のご案内



### 1. 支払い方法のルール

- ①ソラストでの主な就業場所が1か所で 月平均所定労働日数が16日未満
- ②ソラストでの主な就業場所が1か所で 月平均所定労働日数が16日以上
- ③ソラストでの主な就業場所が複数ある
- ・・ STELAに登録された日額を、出勤回数分支払います。 出勤回数は、勤怠システムから取得します。
- ・・・ STELAに登録されたマイカー月額、または定期代を支払います。 定期代の方は、3月9月に6か月定期代を支払います。
- ・・・・業務交通費(立替金)として、経費精算します。



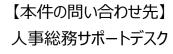
- ※1.月途中に、入社・退職・休職・復職がある月の支払方法は、「日額×勤務回数」となります。
- ※ 2.上司による支払い方法の設定があった場合は、上記の支払い方法に限りません。

## 2. STELAへの申請と支払いのタイミング

- ■専門職の方:毎月、1日~末日までにSTELAに登録された分を、翌月の15日給与に反映します。例1) 9/20にSTELAに登録 → 10/15給与に反映
- ■総合職の方:前月11日~当月10日までにSTELAで更新された分を、当月25日反映します。
  - 例2) 9/20にSTELAに登録 → 10/25給与に反映 例3) 10/10にSTELAに登録 → 10/25給与に反映

登録が遅くなった場合等、過去分の精算が必要な場合は、経費精算(立替金)にて精算してください。









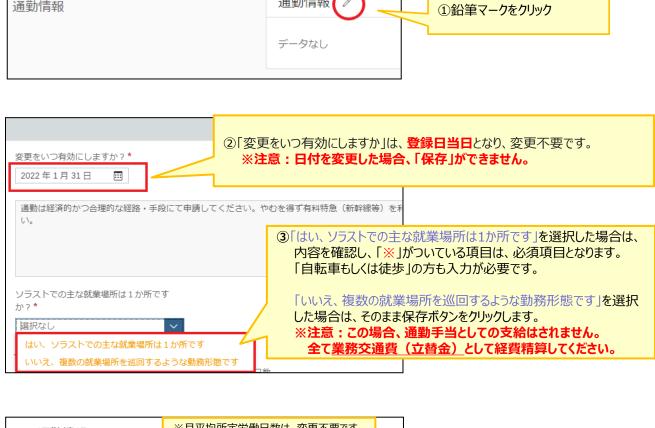
### STELA 通勤情報の登録方法について(要約)

#### ■事前準備

必須項目(赤いマーク※がある箇所) に未登録がある場合は保存することができないため、事前に定期代や距離の確認、 書類を準備の上、登録します。

- 1) 公共交通機関利用の場合
  - ・片道運賃、1か月定期、3か月定期、6か月定期の金額
  - ※6か月定期がない場合は、「3か月定期×2」を6か月定期として登録します。
- 2) マイカー通勤の場合
  - ・片道の距離
  - ・免許証、車検証、任意保険証券、自賠責保険証券、賃貸借契約書(駐車場利用手当を登録する人のみ)

通勤情報 🗸





⑤最後に「保存」 ボタンをクリックします。

キャンセル



## 4. FAQ

#### Q:6箇月定期は、いつ支払われますか。

A: 6ヶ月定期代の支給は3月15(25)日給与、9月15(25)日給与の年2回の支払いです。 3月は4月~9月の分を、9月は10月~3月の分を、それぞれ前払いいたします。

【支払例】1月15日入社 専門職 公共交通機関利用 月平均所定労働日数が16日以上の場合

・2月15日給与: 1月分交通費(日額×勤務回数、後払い)

・3月15日給与:2月分交通費(1か月定期、後払い)+4月~9月交通費(6か月定期、前払い)

・4月15日給与: 3月分交通費(1か月定期、後払い)

#### O:通勤経路が途中で変更になりました。6箇月定期はどのように精算がされますか。

A: 支払い済の6ヵ月定期券代から、消化した月数プラス1ヵ月分の定期券代を引いた差額を精算(返金)して頂きます。実際に使用した分より1ヶ月分多く会社が支払うことになりますので、社員の方の負担が増えることはありません。

#### O: 1ヶ月にいくつかの勤務地に行きます。STELAにどのように登録すればいいですか。

A:「ソラストでの主な就業場所は1か所ですか?」の欄で「いいえ、複数の就業場所を巡回するような勤務形態です」を選択してください。

#### O:マイカー通勤手当の計算方法を教えてください。

A: 1 k mあたり15円で計算されます。

·日額: (片道通勤距離) ×2×15円

・マイカー通勤定額: (片道通勤距離)×2×15円×月平均所定勤務日数(距離に応じて、上限あり)

#### O:マイカー通勤対象者も6ヶ月分の支払いとなりますか。

A:マイカー通勤手当の定額支給対象者は、1か月毎の支払いとなります。

#### Q:マイカー通勤内容を修正時、免許証のコピー等、改めてアップロードする必要はありますか。

A:お手数ですが、改めてアップロードをお願いいたします。

#### O:バイクは「車検証」がないため、アップロードすることができません。

A:「標識交付証明書」のアップロードおよび情報登録をお願いします。 「標識交付証明書」に有効期間はありませんので、有効期間終了日には、「9999/12/31」と入力してください。

#### O: 月平均所定労働日数よりも1ヶ月の勤務が少なかった場合、定期の精算などは必要ですか。

A:欠勤や有休など、意図せず勤務実態が16日を下回る場合は、定期の精算等は不要です。 ただし、1ヶ月以上の欠勤が見込まれる場合は、予めSTELAに休職申請を行ない、定期も精算してください。

#### O: 例外的にバスを用いる必要が生じた場合などはどうしたらいいですか。

A: 例外的(臨時的)に別の経路で通勤する必要が生じた場合は、上司の方の許可を得たうえで経費精算 (立替金精算)してください。

#### O:他病院などの支援が生じた場合はどうしたらいいですか。

A:短期間の支援等が生じた場合は、定期代との差額を経費精算(立替金)してください。

#### Q:交通事情により、往路と復路が異なる場合は、STELAにどのように登録すればいいですか。

A:いずれか一方の経路をSTELAに登録し、超過が発生した時は差額を経費精算(立替金)してください。